

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第18回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年12月9日(火) 9:02~10:51

場所 経済産業省 本館17階 第1~3共用会議室

1. 開会

○横島ガス市場整備課長

定刻になりましたが、委員長の到着が遅れています。委員の方のお許しをいただければオブザーバーの紹介など事前に進められるところから始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、始めさせていただきます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第18回ガスシステム改革小委員会を開催します。

まず、オブザーバーの紹介をさせていただきます。

本日は、日本ガス協会蟹沢俊行副会長・専務理事、東京ガス株式会社高松勝常務執行役員、大阪ガス株式会社松坂英孝取締役常務執行役員経営企画本部長、東邦ガス株式会社富成義郎取締役常務執行役員、日本コミュニティーガス協会松村知勝専務理事、産業界の都市ガスユーザーからJFEスチール株式会社藤井良基技術企画部理事エネルギーSBUリーダー、株式会社東芝セミコンダクター&ストレージ社浜田敏郎生産性改善推進部参事、全国中小企業団体中央会及川勝政策推進部長、新規参入事業者から東京電力株式会社佐藤美智夫ガス営業部長、関西電力株式会社北村仁一郎グループ経営推進本部副本部長、中部電力株式会社小山裕治執行役員エネルギー事業部長、石油連盟松井英生専務理事が出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁、総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

○山内委員長

大変失礼いたしました。それでは、おはようございます。

2. 議事

導管部門の中立性確保について

○山内委員長

議事を進めさせていただきます。

本日は前回に引き続きまして導管部門の中立性確保について議論させていただきます。

まず産業界の都市ガスユーザーとして今ご紹介ありましたオブザーバーの方が出席されておりますので、それらの方々からご発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に J F E スチール株式会社藤井理事をお願いいたします。

○藤井オブザーバー

皆さんおはようございます。ご指名いただきましたので意見を述べさせていただきます。

私 J F E スチール株式会社技術企画部でエネルギーを担当しております藤井と申します。よろしくをお願いいたします。

すみません、資料は出しておりません。

私の勤務しております会社は、海外から鉄鉱石、石炭など製鉄原料を輸入いたしまして各種鋼材を製造・販売してございます。製鉄所では鋼材の加熱炉、熱処理炉といった製造プロセスや自家発電所で燃料を使用しております。大半は原料の石炭由来となります副生ガスを主燃料としまして各種炉や自家発電を自家発する形で運営している産業でございますけれども、副生ガスで賄い切れない場合は電力購入や都市ガスを使って必要に応じてエネルギーを調達してございます。

本委員会で取り上げられておりますガスにつきましては、製鉄所の高炉が修理等々で休止いたしますと副生ガスがなくなりますので、そのときに鋼材加工用の燃料を補うために都市ガスを使用したり、あと夏場の電力ピークのときには自家発電所をフル活用するというときの補助燃料として都市ガスを使用させていただいております。したがって、電力・ガスの価格というのは製造コストに物すごく大きく影響してまいります。

私ども鉄鋼業は、現在中国、韓国などの海外メーカーと世界市場で競争してございます。競争力維持のために省エネルギーに代表される独自のコスト削減努力を毎年毎年継続はしてございますが、安価なエネルギーを調達するというのも物すごく重要な活動になります。現在、本委員会で議論されておりますガスシステム改革によりまして安価なガスが提供されるということになりますと、ガスユーザーとしては大いに歓迎するところでございます。

ガスの自由化によりまして、ガス小売の事業者さんを自由に選べるということは小売事業者さんが切磋琢磨して安価なガスを提供していただけるようになり、ユーザーの立場からすれば安価なガスの購入先を選択できるようになるというふうにご期待しております。

ただ原料のガスが安価になればそれでよいというわけではないと思っております。小売事業者さんから私どもユーザーを結ぶガス導管の託送費用もコスト構造が開示されまして、私どもユー

ザーとして納得感、そして透明性のある費用にさせていただきたいなというふうに考えてございます。

さらに、ガス導管に求めるものとしたしましては、「安心・安全」というキーワードも欠かせないと思っております。東日本大震災のときには一時的に製鉄所が操業停止いたしましたけれども、都市ガスの安定供給が維持されまして震災後の復旧も迅速に行うことができました。震災当時、私は製鉄所で勤務してございましたけれども、都市ガスの供給が途切れず復旧作業に邁進できたということは物すごく感謝してございます。

保安対応や設備維持管理のレベルを落とさず安心・安全なガスの供給を確保していただいた上で託送料金が透明性を持ち納得感のある費用、すなわちコストが一番安い方法が望ましいというふうに考えております。

今年の11月26日に日本ガス協会さんがことしの10月の都市ガス販売実績速報を公表されておりますけれども、工業用で約16億立米のガスが販売されております。導管費用が1立方メートル当たり1円違いますと約16億円、年換算にしますと192億円のコストが変化するということとなります。1立米当たりたかが1円というふうに思われるかもしれませんが、産業界に与える影響というのは物すごく大きなものがございます。私ども製造業といたしましてはコスト削減はたとえ1銭でも追求してグローバル競争を生き抜くということをやっております。

今後シェールガスが輸入され、都市ガスコストの大半を占める原料ガスが安価になることを期待しております。

ガスユーザーとして求めるものは、安全・安心・安定、そして安価です。ガスシステム改革によりましてガス料金が上昇しては意味がありません。ガスの購入先として複数の小売事業者さんを自由に選択できる環境で契約の切りかえが柔軟かつ自由に行われることができるようになって安価なガス購入ができるようになれば、私ども国際競争力が向上しまして日本経済も活性化するものと考えております。

以上雑駁ではございますが、意見を述べさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして株式会社東芝セミコンダクター&ストレージ社浜田参事をお願いいたします。

○浜田オブザーバー

おはようございます。東芝セミコンダクター&ストレージ社の浜田でございます。本日は意見

を述べる機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

資料のほうは、こちらの資料3に沿った形で説明したいと思いますので、どうぞよろしく願います。

初めに、エレクトロニクス業界の現状を説明したいと思います。

こちらの表は、昨年の世界半導体市場シェアランキングとなっています。米国のインテル社が1位、韓国サムスン電子が2位、3位が米国のクアルコム社と海外勢が上位を占めておりました。日本勢は当社が6位、ルネサスエレクトロニクス社が10位と苦戦を強いられている現状があります。

その中で当社の電子デバイス部門は国内5拠点において生産活動を行っておりますが、引き続き国内での生産活動を継続するには海外メーカーに対して競争力をさらに強化する必要があると考えています。そのためには国内での生産性向上は不可欠と考えております。

次のページをお願いします。

都市ガスは半導体製造工程においてクリーンルームの空調用熱源や半導体材料ガスを除害するために用いられております。当社では、あらゆる項目について生産性向上に取り組んでおりますが、都市ガスの小売全面自由化が広く実現されれば自由競争による都市ガス料金の抑制が期待でき、動力費用のコストダウンによる生産性向上が見込まれると考えております。

次のページをお願いします。

こちらのほうには、需要家としての意見を記述させていただきました。まず複数の事業者が同じ地域にガス導管を敷設した場合、導管が二重になるなど非効率になるため、現在議論いただいている導管の利用料を支払ってガスを供給する託送方式が効率的と考えております。

託送方式においては、ガス導管を公平・公正に利用できる環境整備が求められており、現在現行の会計分離の見直しが議論されていると思います。

需要家の立場としまして、託送料金の公平性・透明性の確保につながるよう議論を深めていただきたいと考えております。

これまで多くの方がおっしゃられているとおり、我々も共通費用とされる部分の配布比率などの妥当性や新規参入者に求められている同時同量制度について現行の事業者に比べて導管利用条件が不利な点について公平性・透明性に欠けるのではないかと感じております。

電気事業が夏場に時間使用量の最大が出るのに対し、ガス事業は冬場において最大値が出ると伺っております。お互いの特徴を活用することで都市ガス設備の有効活用が進むと考えられると思います。

オール・ジャパンの力を集結することで日本の製造業復活に向けたご支援をお願いしたいと存

じます。

以上、ご清聴ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして全国中小企業団体中央会及川政策推進部長にお願いをいたします。

○及川オブザーバー

中小企業の声をお聞きいただける機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

資料4でございます。中小企業団体中央会ですが、中小企業の集まりですので、ユーザーの立場でもありますし、またこの事業協同組合、中小企業団体の中にガス事業者が入っています。そういった2つの立場から、本日はお話をさせていただきたいと思います。

3ページでございますけれども、これまで私ども中小企業団体中央会としての意見、「2.」の(1)にあります。経済の好循環実現に向けた政労使会議に会長鶴田が出ています。会長鶴田から原料、ガソリン、電気料金等の値上がり分の価格転嫁難が大変厳しい状況だということは政労使会議等で再三お訴えをさせていただきました。

(2)でございますけれども、本年4月23日に閣議決定されました「エネルギー基本計画」ですけれども、中小企業の声聞きまして主に3点ご要望を会長から政府にいたしました。

②でございますが、電気、ガスの規制改革に当たっては安定供給、料金の低廉化となる改革をすることということで中小企業の意見として要望したところでございます。

ガスの自由化の仕方によりましては、中小企業、小規模事業者にとりまして供給源が限定され、特定のガス事業者の事実上の独占がなされ、料金の上昇、高値安定を招くおそれなしとは思われません。またガスの保安確保に支障がないということも限らないと考えております。この点は本改革小委員会、あるいは保安委員会でも十分議論されたと思いますが、重ねて中小企業の立場からお願い申し上げる次第でございます。

最後4ページでございますが、意見(1)でございます。ガスのユーザーとしての中小企業にとりましてガスの選択の自由が実効性を持って確保され、低廉で安定的なガスの購入が可能になるようなシステム設計をぜひお願い申し上げます。

具体的には、新たな供給源からガスを購入する際に託送料金が明確な形をとって内外無差別であれば、他の要素とともに他のガス事業者から供給を得るかどうか検討することができます。この1立米当たり1円違えば約10万円の経費削減となりまして、従業員の賃上げの原資にもなります。このためには他のガス供給事業者が安価な形でガスの供給を受け、中小事業者に供給できる方式になっていることが不可欠でございます。このことは新たに自由化できる10万立米範囲の中

小企業者に限らず、広く中小企業全体に裨益することですので、ぜひお願い申し上げます。

(2)でございます。供給側のガス、中小ガス事業者の立場に立ちますと、全面自由化は新たなサービス等を組み合わせて事業拡大の絶好のチャンスを得ることになると理解しております。供給を受けるガスについて選択の可能性があるってこそこのチャンスでございますので、このチャンスをぜひ生かしていかないといけないと考えております。

このためには、既に中小ガス事業者から意見を十分お聞きいただいていると思っておりますけれども、今後の地域経済の活性化のためには地方ガス事業者の果たす役割はますます大きいものがあると考えておりますので、供給側、需要側とも相互に利益が享受できるような自由化をぜひご配慮いただきたいと思います。

最後に、こういった制度設計がまとまりましたら、ぜひ早く中小企業に広報していただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

以上、オブザーバーの方からのご発言を終わります。

それでは、ここで議論に先立ちまして事務局から資料5の論点について簡潔にご説明を願いたいと思います。

○横島ガス市場整備課長

資料5をご覧ください。

本日は、導管部門の中立性確保について、この紙にある以下の点につきご議論いただきたいと思います。

まず1、中立性確保の方式について。「現行の「会計分離」の枠組みを維持し、その中で改善努力を図るべき」か「新たに「法的分離」の枠組みを導入する方向で進めるべき」かいずれが望ましいかについて。

その上で2、中立性確保を講ずるに当たっての留意点として、これまで幾つかの留意点が指摘されましたが、1.の最初の選択肢が望ましいとする場合においては、例えば「公平性確保の妥当性」や「外部からの検証容易性・透明性」について。

1.の2番目の選択肢が望ましいとされる場合には、その場合の「適切な行為規制」のあり方や「事業者側の分離コスト」についても留意点をご指摘いただきたいと思います。

さらに、法的分離については対象範囲、これは前回事務局から指標、基準を示しましたが、そ

の当否についてや、準備期間としてどの程度の期間を想定するかについてもご議論いただきたい
と思います。

以上です。

○山内委員長

それでは、議論に入りたいと思います。

本日は、今事務局からご説明がありました論点につきまして各委員のご意見を伺いたいという
ふうに思っております。また、オブザーバーの事業者の方からのご説明もございましたので、こ
れに対するご質問、ご意見もあると思います。それで、これまで同様、各委員の皆様には、特に
1回と限らず複数回ご発言をいただきたいというふうに思っております。

ただ、いずれのご発言かの機会に先ほど申し上げた論点についてのご意見を明らかにしてい
ただくようお願いいたします。

それでは、例によってご発言をご希望の方は名札を立てていただきまして発言をお願いしたい
と思います。いかがでございましょうか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

きょう本題の資料5に関する議論は後にして、その前にせつかく発言していただいた需要家
の方に対して1点質問したいことがあります。事務局、お呼び読んでいただきましてありがとうご
ざいました。おくれまして失礼しました。

中小企業団体中央会の資料で1点非常に気になる4ページのところに、「託送料金が明確な形
をとって内外の差別であること」という表現があるんですが、ということは託送料に内外に差
別があるという意味合いなのかどうか。多分内外というのはガス会社の中と他の事業者という意
味なんじゃないかと思うんですけども。

もしかすると、需要家の方にお答えいただくよりは、電力の人とガスの人に聞いたほうがいい
のかもしれないんですけども、そここのところの意味合いが気になるのでお伺いしたいと思いま
す。

○及川オブザーバー

差別があるんじゃないかという声を私ども団体としては伺っています。

○山内委員長

よろしいですか。

○橘川委員

電力の方は。

○山内委員長

では、ご指名です。電力・ガスということでしょうか。電力の方で何かご発言ありますか。どうぞ。

○佐藤オブザーバー

我々が普段競争している中で、例えば生ガスで送る場合、設備費はかなり安くなります。自分の導管で送りまして、自分の基地を使うため託送制度を利用しない場合のことですが、それで競争する場合に、競争者の方は自分の13Aの基地・導管を使われているようなケースがございまして、そういった我々の生ガスと13Aのガスがぶつかる場合に価格的にはかなり安くなってきますので、託送料金を割り込むとまでは申しませんが、かなり安価な戦いになった場合に託送料金が織り込まれているのかどうかは多少疑問になる点があることはないとは言えないというところがございます。

○山内委員長

高松オブザーバー。

○高松オブザーバー

まず冒頭ではありますが、我々が疑いを持たれていること自体、説明不足ということであり、申しわけなく思っております。改めて説明したいと思います。

さきほど、東京電力さんからご意見があったのは、二重導管規制と託送料金の件と思います。託送料金について、例えば、営業マンが大口需要のお客様に訪問するとき、当然、倍率や負荷率に基づき託送原価は変わってまいります。託送料金は明確に提示いたします。そこを、お客様によって変更すること、例えば、東京ガスの託送料金は安くして、東電さんであれば高くするといったことはルール上全くできないと思っております。しかも、託送供給約款については、経済産業大臣に届出をしており、内外の価格差について担保されていることには確信を持って業務を進めております。

ただ、このような誤解があるようでございますので、前回申し上げたような取り組みを含めまして誤解の払拭に努めてまいりたいと考えております。

○山内委員長

橘川委員、よろしいですか。

松村委員どうぞ。ご発言ください。

○松村委員

橘川委員がどういっておつもりで聞かれたのか、理解に苦しむのですが。建前としては内外の差別があるはずがない。内外の差別がないようなルール設計にはなっているの、ガス会社とし

ではそう言わざるを得ないでしょう。しかし、ユーザーの観点から見ても内外の格差が実はあるのではないかと、実際には外部にのみ高いコストを吹っかけているのではないかと疑われるような水準であること、今回改めて言っていたということだと思います。ただ、制度としては明らかに差別のある形にはなっていないはずなので、実体はともかく建前としては、差別はないということだと思います。

新規参入者の側からだけでなく需要家の側から見ても疑わしいと思われる状況だということをお話していただいたということだと思います。

○山内委員長

そのほかにご発言ございますか。

それでは、永田委員。どうぞご発言ください。

○永田委員

私から、まず冒頭資料5の1と2のところ、その中の2番の「これまでに指摘された留意点はおおむね以下のとおりだが、他にあるか」というポイントですが、会計分離のと留意点として2点挙げられています。追加していただきたい視点として、「公平性確保の妥当性」ということで「新規参入者にとっての予見性の確保」という意味合いに若干近いんですけども、特に会計分離の中では、託送料金についてのいわゆる透明性であるとか客観性であるとか、そういったことと同時に、今回の場合はガス事業者と電力事業者との間で託送料金についての納得性と申しますか、お互い納得した価格でそれを使用することが重要です。そのための前提条件がなかなか合意に至らない以上に、議論がかみ合わなかった部分もあったと思いますので、そのあたりについて、もし会計分離の世界で透明性をきちんと確保する前提として納得性も担保できないと、制度設計及び実務的な運用は難しいのではないかということについてまずコメントさせていただきたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、古城委員。どうぞご発言ください。

○古城委員

資料5に出っていますが、私はもともと会計分離と法的分離というのは導管の中立的な利用を確保するための2つの手段であって、どちらも最適になれば余り変わりはないと思っていました。この委員会の検討の結果、中立的運用という話は同時同量の話とか、議論自体余り——かなりのところまで一致しましたが、最後の肝心なところまでは煮詰まらない状態でずっと来ましたから、これでは法的分離じゃないと中立性確保というのは難しいかなと思っていました。しかし、

最後のほうになってガス協会のほうから急にたくさんいろいろな提案がありました。私は最後の提案は非常に評価しております。

ですから、私の今の意見はこういうことです。

1つは、法的分離を原則にするということですが、もし具体的な行為規制の話が議論して煮詰まるのであれば、法的分離の議論も十分煮詰まっていると思いませんので、直ちに法的分離を決めるのは時期尚早じゃないかと思っております。ただ問題は——まあ、検討期間1年ですね。1年検討して行為規制のほうは十分煮詰まるかどうか。煮詰まらない場合は法的分離を考えて、イコールフットイングからいろいろなどというこういうルールをつくるのかということを決めたほうが早道だと思いますので、検討期間としては1年。

それからもう一つは、1年検討期間がありまして法的分離を1年後に決めて、1年後に法的分離決めたんだから法的分離の実施時期も1年延びるというのは好ましくないので、その場合は1年延期したとしても終わりはちゃんと直ちに分離した場合と変わらないように押さえてもらうということが2条件ですけれども。それでしたら、私は、だから1年検討期間を置くというのが適切ではないかと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、杉本委員。どうぞご発言ください。

○杉本委員

この委員会の事前説明に横島課長がいらしていただいたときに、法的分離は保安を盾に頭からだめと言われると永遠にできない。保安の心配がない制度ができるかを見きわめて判断するのが筋ではないかというふうにおっしゃっていたんですけども、私もなるほどというふうに感じました。

そこで、私の意見は資料5の1の「中立性確保の方式」は、最初のポツのほうで結果を見て2番目のポツのほうを決めるという合体案です。今ここで法的分離を決めるのではなくて、ガス安全小委員会で法的分離でも「災害保安体制ができるか」の詳細制度、また会計分離と規制強化で「導管の中立性を確保する制度ができるのか」を引き続き議論した結果、保安も大丈夫との結果であれば、中立性確保のために法的分離が必要かを決めるべきだというふうに考えます。

導管の中立性に関する不公平はすぐにでも改善するべきで、「法的分離を待たなくても改善できる」と電力協会からお聞きしました。中立性のAの部分はガス業界の自主的な取り組みだけではなくて、規制による改善策やルールを学識者と行政だけで決めていけばよいのではないかと考

えます。

また2の中立性確保の留意点は、前回の資料の対象となる事業者の範囲では「異論がなかった」と記載されていますが、前段の説明から法的分離に限らず中立性確保の事業者は①と②に限定する必要はないと考えております。

基地は1つでも新規参入ができますし、複数の事業者の基地に限る理由がないし、また国産天然ガス会社もLNGも導入し最大の高圧導管を持っていて多くの卸先ガス事業者を通じて、たくさんの方の消費者につながっています。

2回ぐらい前の東電さんの資料にあるように、二重託送の不透明さを解消する意味でも100人以上の大会社や10万件以上の卸先のガス事業者も除外する理由はないと思います。

ガス事業者の対象を狭めることは、地方の消費者にも導管の中立性によるガスによる利益が行き渡らないと思います。また地方活性化の妨げにもなると思います。

消費者がガスの自由化を求めるのは、「料金の低下と保安の確保」です。しかし、前回伊藤先生からガス会社の分離はコストが増大し、行為規制によっては料金の上昇につながるという説明をお聞きして不安に感じています。

大和総研さんのレポートでも、イギリスやフランスなど自由化後の家庭用ガス料金のグラフは右肩上がりで、確かに自由化の課題に関する検証はされていると記憶しております。

それから、法的分離以前に欧米のガス家庭用までの自由化による競争で原料費や税金以外のコストが下がった事例はまだ紹介されていません。ましてや法的分離をしてガス料金が上がるというふうにお聞きすれば、選択肢が増えたとしても何のために自由化するのか家庭用消費者には理解できません。

以前からお願いしていますが、法的分離や料金など、もう少しいろいろなデータに基づく丁寧で説得力のある説明と議論が必要だというふうに思っています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、柏木委員。どうぞご発言ください。

○柏木委員

きょうの需要家の方々のお考えは非常に参考になりまして、共通な項としては、何しろユーザーですから、何しろ安くしてくれと。高いんじゃ、とてもじゃないけど国際競争力がないと。そのためには選択肢をふやすと。自由化のところはメインだったというふうに思っていて。ただ、託送料料に関しても不透明感がまだ残っているということは否めない事実だということをお

ておられる方がお二方いらっしゃいましたので、そういう意味では中立性の確保の方式にも少し言及しているんだと理解したわけです。

今の中立性確保という話になりますと、まず現行の導管部門は、このネットワークというのは普通は今まで大体総括原価でやっているわけですから、本来会計分離だろうが法的分離だろうが変わりはないと私は思う。ですから、そういう意味では原則として現状のユーザーがおっしゃっておられるような、あるいは電力会社が言うておられるような内外格差がもしあるとすれば、それは何らかの形できちんと開示して混乱を避けるような形でこの会計分離、どこまでできるのかを開示した上で検証するというのがまず先決、先にあるというふうに私は思っています。それでもまだユーザー並びに新規参入者がどうも格差が残っているということであれば、これは最終的に法的分離せざるを得ないというところに行くのかもしれないと考えます。

ただ、実施までの年数はそれはわからない。とりあえず、会計分離の検証するというのが重要。自由化が今度の1つの大きな目的で、自由化によって価格が下がるということが一番重要な問題だというふうに思っていて、そういう意味では会計分離の検証をきちんとするというのが現状決められるところだろうと思っているわけです。

それで、特に2番目の「中立性確保策を講ずるに当たっての留意点」というところで、法的分離の中に、例えば導管延伸の問題。これはもうガスシフトですから、ガスシフトはこれはエネルギー基本計画にも書かれているわけで、どうにかシフトを図りたい。延伸の問題、この間、伊藤さんに聞いても明快な答えは得られていないような気がして、結局、これはわからないですね。法的分離したら、本当に第三者が新しく需要を見つけてきて、それを供給するために導管事業者にもっと導管を延ばしてくれというふうなことが本当に起こり得るのか。あるいはこの既存重要の中で、単に需要をスイッチしていくとか。そういうところだと、ガスシフトといってもガスの競合者内での競合です。料金は安くはなるかもしれませんが、日本の国策として国力を維持するという、できるだけ導管を延ばして全国のカバー率をふやしていくという観点からすると、ガスシフトが進むかわからないということであれば、法的だろうが会計分離だろうが余りこだわる必要はなくて、とりあえず現状の会計分離で透明、透明、透明ということを維持していくべきだと思います。

もう一つ、これは質問になるんですけども、ガスですから電力とは全く二次エネルギーとは違う一次エネルギーですので安全性というのは一番大事だと思っていて、安全性の委員会でも安全を一応そちらにお任せしていることになっているわけです。お任せしているんですけども、この安全小委というのはこういうパイプラインのこれからの中立性担保の考え方とリンクしてくるわけです。ですから、会計分離一体体制で保安をするのか。あるいはもう別会社、会社を割っ

て、ネットワークカンパニーだけつくって、そして、あとうちの中の例えば機器の保安は小売事業者がやっていくのか。これは質問なのですが、その保安は委託をすとかということですが、それはどういう形態を想定した上で安全小委が安全を担保する規制を設けるのかというのを、法的分離を基本にしているのか、あるいは現在と同様の一体体制を基本したものなのか、そこら辺を聞きたい。

あとはこれはすごく悩んで、私はもう書いたのを1つ出していますから、一応これに沿った、これに翻るとするのは学識経験者としては余りにもおかしい話で、一応書いたものなんですけれども。ただ深く悩むのは、国力をどうやって増加する、増大させるかというのが——もちろん料金を安価にするということと、それでユーザーがそれを享受できるということになるんだろうと思うんですけども、電力の場合、例えば電力がネットワーク部門は、少なくともネットワーク部門は法的分離をするということは正しいのかどうか。これは今経産省内で発送電分離の方向性に対して検討中だと思っていますからお答えになることは無理かもしれませんが、仮に条件をつけて電力が全部カンパニー制にして法的分離をし全部発電カンパニー、ネットワークカンパニー、ガスカンパニー、営業カンパニーと分けて持株にするというのを想定しているのか。あるいは電力は会社の中に1つだけ分社化して、ネットワーク部門だけをずっと引き出すか。あとは発電部門とガスとそれから営業とを一体化するのか。これは同じ中で営業経費はどこに入るかわからないと。ネットワークだけはもうカンパニー制に、少なくともネットワークだけは引き出すという、もしそこまで、そういうことも可能だという可能性があるのであれば、例えばガスで基地があって、気化器があって、営業があって。で、ガスをどこから仕入れてくるんでしょうけれども、仕入れは電力とガスといろいろと仕入れ先は違うかもしれません。価格も違うでしょう。それで、その中でガスだけが、ガスが同じようにネットワークのところだけを法的分離したとすると、これだとガスの場合には一次エネルギーのガスの営業しか残っていない、気化器か、それしか残っていないわけです。電力はガス、電力、みんな一緒に営業経費を入れられるわけですから、両者の規模の相違というのを考えると、国内で国内企業ですら、ある程度平衡性の均衡、均衡ある競争条件というのがとりあえず必要なんじゃないかと私は思っています。電力は大きいですから、それで大規模集中型の電力は持っているわけで、新規参入しようと思っても、なかなかそれは、大規模が本当にある程度の量が出てこない、本当にアグリゲーターだけじゃやっていけないということがあります。電力のシステム改革とガスのシステム改革というのは同じ条件では多少ハンディをつけてないと均衡ある企業間の競争というのは私は多少問題があるんじゃないかというふうに思っているわけです。

ですから、そういうことを考えても、とりあえずは電力とガスの場合には10対1の規模ですか

ら、ガスは一体化した企業形態にして、ただ透明性だけは今のようないかなる不満が出ないような形で、これ検証、検証ということになるんだろうと思うんですけども。電力とは多少——電力がネットワークだけを引き出して、ガスもネットワーク——パイプラインだけを引き出すということは比較的公平性の観点で均衡ある競争条件としては厳しいんじゃないかというふうに思います、これは感想です。もし、質問に答えられることがあれば、お願いしたい。

○山内委員長

最後2つご質問にあった。保安の問題の扱いとそれから電力の改革についてです。

それでは、保安のほうからどうぞ。

○大本商務流通保安グループガス安全室長

ガス安全室でございます。ご質問のところでございますが、まずガス安全小委員会につきましては、法的分離や会計分離のどちらがいいということではなく、基本的に中立的な立場でございます。また、ガス安全小委員会では、法的分離を前提ということで議論しているわけではございませんが、一方で、これまでのガス事業にいわゆる新ガス導管事業者と新ガス小売事業者、この新ガス小売事業者というのはいわゆる既存のガス事業者だけではなく、ここにオブザーバーとしてご出席の電力の方も代表で入っておりますけれども、そういった新規参入者が入ることを念頭に、今の保安対策、災害対策がどのように維持・向上されるべきかということを議論してきているところでございます。その中で新ガス小売事業者と新ガス導管事業者が協働してしっかり災害対策、保安対策を行っていくべきだということで今議論しているところでございます。

○山内委員長

よろしいですか。

それでは、電力の改革について。

○柏木委員

これは今検討中だから、答えられる範囲で。

○村瀬電力・ガス事業部政策課長

電力については先ほど先生おっしゃったとおり、ネットワーク部門の中立性というのを目的にしておりますので、ネットワーク部門と他の小売、それから発電というものが兼業してはいけないということになることを想定していますので……

○柏木委員

そこだけ別に。

○村瀬電力・ガス事業部政策課長

ええ。さっきおっしゃったとおり、ネットワーク部門が独立されていけば、そういう形態は許

容されるということで議論は進められております。

○柏木委員

ということは、ネットワークだけずっと出して、これはもう中立性。あと発電部門、それからガス部門、営業部門、これは一体運営と、こういうことも可能だということですね。

○村瀬電力・ガス事業部政策課長

そういう方向で議論が進められております。

○柏木委員

わかりました。ありがとうございました。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

それでは、松村委員。どうぞご発言ください。

○松村委員

私は、1の「以下のいずれが望ましいか」という質問に関して、後者のほうが望ましいと思います。今の段階で法的分離を原則として、その後で様々な問題を考慮しながら行為規制を考えていくべきだと思います。

法的分離に関しては、正しく行為規制を設計すれば、大手3社に関しては、コストが異常に高くなって消費者に迷惑をかけるとか、保安に心配があるとかというようなことはないと思います。

まず、杉本委員から前の回の伊藤オブザーバーからコストが高くなるという懸念を聞いて、コストが高くなるならごめんだというのは、私はかなりの程度誤解ではないかと思っています。誤解だというのは、伊藤オブザーバーがおっしゃったのは、行為規制を間違えるとそういうことが起こり得るとのこと。我々はもちろんそんな間違った行為規制をつくるつもりは全くない。コストがばかみたいに高くなるような行為規制をつくるつもりはないので、コストが不必要にかさまないようにという点は十分考慮すべきだとは思いますが、競争が促進されることの効率化効果をはるかに上回るほど大きなコストが必然的にかかると言われたわけではないと思っています。

いずれにせよ、コストがあるのは間違いないので、そのコストを最小化するように努力しなければいけないということを書いていただいたのは正しいと思いますから、その点については今後法的分離を決めた上で、どのような行為規制がいいのかを考えると十分に考えることだと思います。

それから、保安の点についてもご指摘になった通りで、更に重要な点だと思います。今日のオブザーバーの方からも安定供給、安全性は価格以上に重要なことであるということは……「価格

以上に」は言い過ぎですね。価格と少なくとも同程度には重要であるということは言っていたので、そういうことを決して損ねないような制度設計を、当然考えていくべきだと思います。

私は、別の委員会で議論した後で確認されればという点に関しては、当然確認されると思いますので問題はないと思います。しかし一方で私はそれはおかしいと思っています。以前の回で橘川委員が自由化をその委員会で議論するのはおかしいではないかと主張されたと思います。基本的に保安のことを議論する委員会であって、自由化の是非を議論するのはおかしいじゃないかということをおっしゃったと思います。私は法的分離のことをそこで議論するのは更におかしいと思います。

どうしてなのかというと、まず今事務局が正しく答えたと思うのですが、保安のことに関してはあらゆる状況を想定して安全性が保たれるよう議論されてきたはずで、そうすると、自由化すると、これは高松さんも指摘したわけですが、原理的には新規参入者が全部需要をとっていくことだってあり得るわけです。ネットワークは既存のガス事業者がずっとオペレートするけれども、販売は全て新規参入者が担うということだってあり得るわけです。そのような状況でも保安が確保できるように万全の体制を整えるということは、当然に念頭に置かれて議論してきたはずだし、もしそれが念頭に置かれていなかったとすれば、安全を担う委員会としては大きな欠陥だったということ。そういう人たちに安全の議論を任せていてもいいのかという議論さえ起こりかねない状況です。しかし実際にはちゃんと念頭に置かれて議論されてきたと思います。

資本関係もない全くの別会社が小売を担うことになっても安全性が確保できる状況であるにもかかわらず、法的分離しても同じ資本のもとにある小売部門の法人格が別れたら保安が維持できないなどというのは、論理的におかしいと思います。まともな議論をすれば保安でとまることは決してないはずで、そのことはもう既にこの時点で予想できるのではないかと思います。

更に言うと、保安のことについて杉本委員がご心配になるのは一貫した議論だと思いますが、もう一度よく考えていただきたい。保安の議論で、ネットワーク部門に全ての権限と責任を集中させて、そのネットワーク部門の権限と義務に基づいて、保安に関して小売事業者にある種命令するという選択肢もあったはずで、このやり方をすれば、小売とネットワークで法人格どころか資本関係まで分かれることによって保安が心配になる効果はなくなるはずで、もし法人格どころか資本関係まで分かれることによって保安が心配になる効果はなくなるはずで、もし法人格を分けることによって保安に不安が生じるなら、保安を全てネットワークに寄せる発想のほうがはるかに自然だと思います。

消費者代表の方はそういう発想していたので一貫した議論かも知れませんが、一方で法的分離をしたら保安に心配があるということをさんざん言って消費者の不安を煽っている人たちは、保

安の議論でどういう議論をしていたのかをもう一度思い出していただきたい。その人たちは今の方向とは逆の方向の議論をしていたのではないですか。わたしはこの保安の委員会では、少なくともネットワーク部門に集約するという選択肢と分業するという選択肢の、どちらも安全性はちゃんと制度設計をすれば維持できる、したがって、総合的な観点からどちらにするか選べばいい、と返ってくるのかと思い込んでいたのですが、どうやらそうはならなさそう。

その委員会で、保安の議論ではネットワークに寄せる案に意義を唱えていた同じ利害関係者が、法的分離に関しては、法的分離をしたら保安に不安があると言っているとすれば、本当に信じるに足る議論でしょうか。責任ある消費者の代表の委員として、利害関係者の発言を鵜呑みにするのでなく、口実として言っていただけなのか、本当に保安のことを心配して言っているのか、見きわめる義務というのがあると思います。

その意味で私は保安を盾にして議論を先延ばしするのはとてもよくないと思います。法的分離と決めた上で保安を保てるような行為規制をつくる議論に集中していくべきだと考えます。そのほうが保安、安全性を更に高められると私は思います。

次にコストのことを杉本委員がご心配になったのですが、それなのにもかかわらず、私の聞き間違いかもしれないのですけれども、大手3社に限るべきではないというようなこともおっしゃったと思います。法的分離にコストが全くかからないなんて決して言いませんが、ヒアリングの過程でも十分聞いてきたし、事務局資料でも最後から明らかなだし、常識として皆がそう思うと思うのですけれども、法的分離のコストはある種固定費用の部分が多い。したがって、規模が小さくなるほどコストの問題がより深刻で、料金上昇の懸念が発生します。つまり、本当に料金が下がるのかという不安に関しては、小さな事業者でより問題になる。にもかかわらず、対象範囲を広げるというのはどういう発想なのでしょう。大手3社に関してすらコストのことを心配して反対しているのに、なぜコストをこれほどに心配する同じ委員が、大手3社を対象にするなら対象範囲を広げるべきなどという発想になるのか。コストの点でかなりの程度心配のないところに限定して、大手3社に限定して議論を始めるという提案に関して、なぜコストを重視する委員が、対象を広げるという議論を始めて、議論をいたずらに混乱させようとするのか理解に苦しみます。

その意味でも保安の面からもコストの面からも不安がある程度出てくるような規模のところについては今対象にしないとしたのは、まさに杉本委員がご心配になったようなことを考慮してそうしたのだと思いますので、私は大手3社に限定するというのが合理的だと思います。

更に言うと、電気とガスと大きく違うと私が思っているのは、接続の件数です。確かに全く違う。恐らく3桁とかというオーダーで違うこともあり得ると思います。したがって、一件一件き

ちんと調べて、それで中立性を確保することは電気なら難しい、というより不可能でも、ガスなら可能かもしれない。そうすると、法的分離を大手3社に限定し、資金を全て他の会社に投入して、他の会社に関しては逐一そういうことをチェックすることによって中立性を確保するということがもひょっとしたら可能かもしれないと私は思っています。法的分離を3社に限定するのは合理的だと思います。

会計分離と法的分離が基本的に同じだという柏木委員には、私は到底賛成しかねます。法的分離にしなければ基本的には内部取引ですから、それはどんなに監視しても限界があるということはおもう繰り返し、繰り返し、繰り返し、繰り返しこの委員会でいろいろな意見で証明されてきたことだと思います。今回の需要家からの意見からもうかがうことができることだと思います。

会計分離と法的分離は同じだからとりあえず現行制度で行こうなどという主張は、私は到底受け入れかねます。中立性の確保のためには法的分離をし、内部取引ではなく別法人との取引とすることが重要だと思います。

法的分離に関してネットワーク部門とそれ以外を分けるというのはどうしてなのかというと、ネットワーク部門以外のところは競争するのに対して、ネットワーク部門は基本的に独占で料金規制がかかっているという違いがあるから分ける。法的分離の対象をもっと自由化部門についても細かくしろなどというのは全く違う話。同じ会社が仮にガス販売会社と電力販売会社を分けないとすれば、分けるとは思うのですけれども、総合エネルギー企業として小売りはエネルギーを一体として売るという選択をして両販売部門の法人格を仮に分けなかったとして、コストを全部電気に寄せてガスは安値の販売をすれば、電気の発電・販売のほうでも競争しているわけですから、そんなことをしたら発電・電力小売市場で負けてしまうわけです。だから、そういう不公平性の解消は基本的に競争で担保するというのが基本的な考え方だと思います。独占、規制料金で対応する部門を別会社にするということと、競争部門をどこまで細かく分けるのかというのは本質的に全く別の問題で、その電力システム改革の議論が終了していなければガス分野におけるネットワーク部門の法的分離が議論できないなどというのは、どう考えてもおかしいと思います。

更にガスシフトという観点からして、本当に法的分離によってガスシフトが進むのか、価格は下がるということはあるかもしれないけれども、それによってガスシフトが進むとは限らないという議論は、私にはとても面妖な議論に聞こえます。ガスの利用が進んでいない唯一の原因ではないのですが、大きな原因の一つは価格が高いことです。明らかに価格が低くなれば、ガスシフトの大きな追い風になるはずで、価格が下がることを期待しておられるなら、それはガスシフトにも十分資するものになると思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、引頭委員。どうぞご発言ください。

○引頭委員

ありがとうございます。

まず料金のほうについてです。杉本委員が大和総研のレポートで値段が上がっていたというお話されました。本日レポートを持参していないので正確ではないですが、料金上昇の背景には燃料価格の上昇や再エネ導入コストの増加といったものがあります。事業者自身自身の努力という観点から言えば、むしろオペレーションは効率化されていると私自身は理解しております。

全体のコストから見ると燃料価格は7割ぐらい占めていまして、事業者の努力が及ぶ範囲はだいたい3割しかないということですので、最終需要家にとっては自由化によって価格にどのような影響が出たのかについてはなかなかわかりにくいというのは事実です。私どもが行かせていただいた欧州出張においても、そうした背景をうまく説明できず、消費者に大きな誤解を与えているといったような発言が行政からございました。本日の課題の法的分離の話とは関係ないのですが、消費者への説明という点についてきちんとやっていかなければならないと思っております。

さらに料金のことで言えば、ガス託送についてガス会社さんと取引するのと電力会社さんと取引するのではでき上がりの価格をみると大きな差がある、という話でした。ですが先ほど高松オブザーバーがおっしゃったように託送料金そのものについては社内外同じ料金となっていることを考えますと、出来上がりの価格、つまり託送価格とガスの価格などが合算された価格は競争戦略の結果であり、収益が赤字になるのか黒字になるかは各企業のビジネス上の考え方によるものではないかと私は理解しています。

ですので、この価格の話についてもでき上がりの価格の話なのか、託送料金の話なのか、混同してしまいますと議論がわかりにくくなります。先ほど松村委員が整理されたように、導管というのは規制の分野であるが、残りは競争の分野だということですので、今後こうした整理に基づいて議論したほうがよいのではと感じました。

これから、きょうの資料5について意見を述べさせていただきたいと思います。前から申し上げていますように、導管の中立性を考えたときに、本日は東芝さんからもご発言ありましたが、料金についての透明性、これは大変重要なことだと思っています。この意味するところは料金の積算過程がはっきりしているかということです。

それから導管アクセスにおける公平性、これも前から申し上げていますが、契約が存在するのかどうかという観点から見れば法的分離のほうがすぐれているというふうには言わざるを得ません。

そう考えますと、資料5の1の中立性確保の方式について2つ書いてありますが、上段の「会計分離」の枠組みのみを維持して、その中で改善努力を図っていくという選択肢は、法的分離を排除するということになりますが、これを選択することはとても難しいのではないかと考えております。

そうなりますと、下段の新たに「法的分離」の枠組みを導入する方向で進めるべきということになってしまうのですが、いつ法的分離を決定するのかという点についてはもう少し慎重にすべきではないかと私自身は考えております。といいますのは、法的分離に関しての議論がまだ十分に尽くされていないという印象を個人的に持っているためです。

法的分離に関しましては、冒頭申し上げましたとおりに2つのポイントから導管の中立性確保には有効であるということではありますが、この2つのポイント以外にも検討しなければいけないことがいろいろあると思います。もっと議論を深めた上で決めていくというプロセスのほうがよいのではないかと。あくまでもこれは決め方の問題ではございます。

法的分離ということになりますと、民間の事業会社の経営にとっては非常に大きな問題であると考えております。例えば、法的分離という枠組みだけが決まった場合、ステークホルダーであります株主、あるいは顧客、あるいはお取引先、こうしたところから法的分離になるとどうなるのかと事業会社が聞かれたとしても全容が見えていない中では、今後の方針や体制等について事業会社としてははっきりとは言えなくなり、説明責任が果たせなくなるという側面もあるかと思っております。そうなりますと、各ステークホルダーに何らかの混乱をもたらす可能性も否定はできないのではないかと考えます。

こうした影響を鑑みますと、少し慎重にならざるを得ません。ただし、この「慎重に」という意味は、法的分離の検討を今後全く行わず、現在の会計分離で十分であるということの意味しているわけではございません。ベクトルとして法的分離を将来の形としておきながら、さらなる検討が必要というふうに考えております。

ここでガス業界に期待されていることを少し述べさせていただきますと、先ほど柏木委員もおっしゃっていましたが、コージェネなど天然ガスシフトを進めてエネルギーの効率化の一翼を担っていただく、ということは言うまでもございません。また、ガスエネルギーの安定供給という役割、もっと踏み込めばガス事業のオペレーションそのものを見直して、より効率的な事業運営を目指していただく、こういうこともあると思います。

ガス大手の三社は法的分離の対象候補と前回の委員会の資料では記載されておりました。範囲としては前回述べましたとおりに、事務局の考え方でよいと考えておりますが、先ほど述べたようなガス業界に対する期待に応えるという観点からしますと、この三社は業界のリーダー候補企業で

もあるというふうに思います。そうであれば、前から申し上げておき、法的分離を検討する際にはグループとしての一体経営ができる、つまり、グループガバナンスが機能すること、それからグループ内での資金管理、資金融通が可能であること、こういったことに留意することが非常に大事だと思います。

企業グループとして新しい総合エネルギー企業を目指すべく経営を行ってほしいと思いますし、そうしたことを可能とするような制度設計をすべきだと思っております。

先ほど法的分離についての議論がまだ十分ではないと申し上げましたが、グループ経営という観点からその一例を1つだけ述べさせていただきます。

例えば、前回の委員会で資料3というのがあり、13ページに3番、「中立性確保のための行為規制」というのがありました。その次の14ページ目に「機関設計に関する規律」という記載があり、分社された新導管事業者の株主総会においては、導管整備投資計画の決定等導管事業者の中立性を損なうおそれのある事項に対しては、定款によっても株主総会決議事項とすることを認めないというふうにありました。この、「導管事業者の中立性を損なう事項」というのは、この例示以外にいかなる事項があるのか全くよくわからないという中で、こうした規制を課すことが妥当なのか。むしろ中立性を損なうような決議が株主総会でなされた際に行政が厳しくさまざまな指導をするというのがむしろ筋ではないでしょうか。要するに、予防法的なことをやるのが果たしていいのかというのは疑問が残りました。そうでないと経営の自由度が極めて限られてしまって、本当の意味での自由化によるメリットを需要家が享受できない懸念もあるのかもしれない。

こうしたことを考えますと、もっと行為規制は詰めなきゃいけないと思います。

本日の資料5の2番のほうに法的分離を検討する際の留意点というのが書かれているんですが、考え方とか留意点についてもう少し簡単に述べさせていただきたいと思います。全部で6つあります。

1番目ですが、繰り返しになりますが、グループ経営、グループ資金管理、資金融通、グループガバナンス、これに大きな支障が出ないこと。

2番目、本日東芝さん、JFEさんからお話がありましたが、需要家に対する透明性を確保して説明責任を果たせるような内容にしていくことです。行政と事業者のみが理解できる範囲で行うのではなく、新規参入事業者、そして需要家にとってもわかりやすくする。

3番目、これは松村委員もおっしゃっていましたが、行為規制については必要最小限にとどめ、過度な予防措置はとらないこと。これによって分離コストが決まってくると思いますが、これについてもアウトカム達成をゴールとしてコストミニマムになるような考え方、これをとる必要があると思います。

4番目、ガス事業者のオペレーションにおけるイノベーション、これを促進するような制度をできれば目指したいということです。換言すれば、必ずしも現行のオペレーションを前提にしない。例えば、今までガス導管の同時同量ということについて議論してきました。果たして未来永劫、この考え方でよいのか。さらなる競争を促進することを目的として法的分離まで考えるのであれば、現在のオペレーションを抜本的に変えるような発想も必要なのではないかと思いました。

5番目、柏木委員が前に少しおっしゃっていたと思いますが、ガス事業については資源エネルギー庁では今の委員会のご担当のガス市場整備課も含めて複数の部局で担当していると認識しております。法的分離の内容を検討する際には関連する全ての部局において法的分離の影響がどのようなもので、どのような措置をとればいいのか。これについて具体的に検討してもらって、最終的に整合性のあるものとしていただきたいと思っております。つまり、ある部分について個別最適に議論するのではなく、全体として本当に大丈夫かということを検討しながら最終的な形に持っていくというプロセスが必要ではないかと思えます。

最後6番目ですが、仮に法的分離となった場合に、先ほど柏木委員がカンパニー制の可能性おっしゃって、松村委員はそれはないのではないかというお話ではありましたが、場合によっては事業会社が独自に純粋持株会社を選択する可能性もあるかと思えます。その際にどのようにして行政が監督するのか。例えば、金融の場合は金融持株会社という純粋持株会社がありますが、それは業法で行政の監督下に置くということ決められており、規制の対象になっています。さらに法的分離とは直接関係ありませんが、規制という観点から自由化となった場合にガス協会を自主規制機関として位置づけるのか。そうであれば業法で規定する必要があります。などなど行政の新しい監督の仕方ということもちゃんと抜本的に検討する必要があると思えます。

私なりに考えました、今現在で考えられた留意点を申し上げましたが、本格的に検討するに当たってまだまだ問題点というのはあるのではかと思えます。一つ一つ丁寧な議論を今後進めていくことが重要と思えます。

最後になりますが、法的分離が開始される前まではあくまでも会計分離の世界になります。会計分離の世界においてもガス事業者からこの間ご提案されたいろいろな内容を皮切りに、さらなる導管事業の中立性、効率性が保たれるような努力、検討、そして具体的な改善、これを引き続き進めるというのが筋ではないかと思えます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、橘川委員。どうぞご発言ください。

○橘川委員

まず資料5の1の「中立性確保の方式」ですが、まず「1. 現行の「会計分離」の枠組みを維持し、その中で改善努力を図るべき」というのに対しては反対します。これは決め打ちで会計分離を維持していくというふうになっているわけですが、これはここまでの議論の中できょうも需要家の方から透明性の——さっき、それで内外差別のことを聞いたわけですがけれども、透明でないということが言われているわけなので、この中で会計分離でいくということを決めるというのはどう考えてもこの議論に反するので、これは反対します。

次ですが、「新たに「法的分離」の枠組みを導入する方向で進めるべき」と、こういう話なんです。この問いの立て方自体にちょっと違和感があるのは、1個目も2個目も、どちらも決め打ちになっているんです。それが果たしてここでの議論に合っていたかどうかというところが問題です。

前回の伊藤さんのお話を聞いていても、それから保安をやるとの話も聞いていても、やはり行為規制次第で、特に中立性のところは明らかに法的分離のほうが私は有利であると思いますが、その他のBと言われた幾つかの資金調達と保安の論点のところは今後の行為規制によるところが大きいのが多分普通に考えると——そうでない意見の方もいらっしゃいましたけれども、ここでの議論の大きな流れだったような気がいたします。

そうすると、この時点で方向性として法的分離を決め打ちして、それで行為規制を詰めるというのは、物事の決める筋からいって逆転しているんじゃないかって、そここのところの疑問が幾ら議論を聞いていても納得できない点なので、こここの文面を例えばこういうふうに変えたらいいんじゃないかと思います。前半は同じです。「新たに「法的分離」の枠組みを導入する」まではよくて、「ことを期限を切って検討すべき」とか、そういうような形、「期限を切って検討すべき」。「方向で」というところを「検討」に変えるということと、もう一つ重要なのは期限を切るということです。これはきょうは事実上古城委員が言われたことは新しい提案だと思うんですが、非常に重要な意味があると思います。

今ここで方向性決めないで検討すると言った場合に考えられる最大のデメリットは、曖昧になるんじゃないか、先延ばしになるんじゃないか、そういうことが問題だと思うんですが、それを期限を切ることによってそういうことを断っていくと。私は検討期間を1年間って期限切ることでも大事なんです。それ以上に実施する期間です。そこが僕よくわからないんですけど、自由化が電力が16年に対して17年と想定されているんならば、多分普通に考えて、もし法的分離をやるとしても電力が18～20年ならば19～21年くらいに想定されることが多いと思うんですが、その期限も変えないほうがいいと思うんです。そこに間に合うような準備はしていくと。ただし、

この時点で結論は決めないで検討していくと、こういうような発想でいく。だから、基本的に言うと古城さんの案に私は賛成と、こういうことになります。

行為規制が詰まっていないということは、今法的分離にかかわって、私は導管延伸はもう関係ないと思うんですけども、資金調達の問題と保安の問題ではもうちょっと行為規制を詰めるべきだと思います。

それとそれ以外にも行為規制で詰まっていないところたくさんありまして、例えば私経過措置の問題なんか非常に気になります。割と経過措置強めるべきだという意見が最後のほうで強まっているんですけども、それをやると、そもそも原点である競争を起こして需要家が選べるようにするというところが毀損し合う危険性があると思っていますので、私は経過措置に関してもある程度限定づけるということだとか、3カ月に1回とか何だとかのレビューをちゃんときっちりかけていって、外せるものはどんどん外していくだとかというような方向も詰めなきゃいけないと思いますので、いずれにしても行為規制をもうちょっときっちり詰めてから決めると。ただし、それは結果として先延ばしにならないように期限は切ると、こういう考え方が大事だと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

永田委員、どうぞご発言ください。

○永田委員

私も資料5についての私の見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、中立性確保の方式のポツ1とポツ2ですけれども、基本的にはポツ1の「「会計分離」の枠組みを維持して、この中で改善努力を図るべき」というのは、これは私は同意しかねます。と申しますのは、会計分離の枠組みの中で託送料金の透明性・中立性を担保するためのガス事業者の提案が色々ございましたけれども、前回の委員会で北村オブザーバーがその提案に対してその土俵に乗って検討するかどうかということのははっきりおっしゃらなかったと私は理解しております。実務的ないろいろなことを関係各位と検討しないとイエスともノーともまだ言えませんという段階でしたので、より会計分離を具体的に検討を進めるに当たって法的分離もある程度視野に入れた上で検討することが望ましいです。それはとりもなおさず、会計分離と法的分離の実務上も含めたメリット、デメリットを比較衡量して会計分離の提案が実務的にワークするのかということもあわせて検討を加速するためには法的分離も視野に入れるというのが私はある程度理にかなった方法ではないかと思っております。

その際に、1つ実務家の立場でご指摘申し上げますと、今までの議論はガス事業者と電気事業者、ある意味利害が相対立する立場の方たちがお互い議論を進めていくと、実務的にどうワーク

させるかとか、そういう議論になかなか進まないという欠点があったとっております。例えば、議論の中で出た託送料金の透明性を担保するために会計監査的など、を導入するに当たっても、ガス事業者としてはこういうことをやりますと、やりたいと提案されました。しかしながら、それを果たして実務的に機能させるだけの受け手、やる方がいるのかが重要です。実際実務をこなしていけるマンパワーと能力とそういうことができるのかどうかという、そういうことを一個一個詰めていって、この案は実務的にうまくいくか、いかない場合は代替案を出す必要があります。もしくはこのプランはここで一時停止にしましょうということもあり得ます。そういう議論を積み重ねてできたもの、できないものを区別し、もしくは継続して議論するもの、継続しないものを区別する。そういったプロセスと手続を踏んだ上の検討が必要ではないかと思っております。また、何回目かの委員会の中でガス市場整備課としても監査は実施しているけれども実務的なところにおいて深くコストの配賦の妥当性であるとか、そういったものは検証はなかなか難しいというご指摘、コメントもございました。それ自体も私としては非常に奇異というか、それができない中で監督がどうやって有効性を担保できるんでしょうかという疑問を持ちましたけれども、いずれにしても実務がどうワークするかということを詰めた上での検討が必要ではないかと思っております。

ただ、一方で法的分離を視野に入れた場合、どうしても課題克服のための十分な検証を行う必要が一方で出てきます。そして、その結果を踏まえて必要な措置が事業者間で、もしくは行政として十分担保できるような委員会なのか審議会なのか、どういう枠組みでやるのがいいのかわかりませんが、そういう第三者及び実務家も含めた検討を進めていただきたいと思っております。

そういう意味で言うと、検討期間はどうすべきかという論点がありますけれども、基本的には橘川委員、古城委員と同じような意見です。しかしながら、実務を考えた場合、1年で果たして詰め切るかというのは私はわかりません。先ほど申しました会計監査等の新たな妥当性を検証するには、実務的な検討が必要です。更に保証というんですか、妥当性の保証をするわけですし、その妥当性の保証も合理的な保証をするということは、保証する側の責任というのは相当重い責任になります。そういうものを果たして1年の間で会計監査の基準を新たにつくって、実務的に運用させるというのはそれなりの時間をかけた検討が必要ではないかと思っておりますので、このあたりは一旦一年のタイムラインを決めて1年でできるのかどうかという工程表をきちんと引いた上でスタート、もしくは結論をするのが妥当ではないかと思っております。

それともう一つ、幾つかの議論の中で保安のところについても小売と保安の「多能工」というキーワードが何回かガス事業者の方から出たんですけども、多能工の意味は大手三社の言う多

能工と、また中小のガス事業者の方の言う多能工というのは大分意味合いが違うんだろうと思います。私の印象だと、大手の方は確かに小売であるとか、導管部門とか、いろいろなところをキャリアパスの中で経験されて、その経験を積むことによってガスのこともわかるし、小売の方もわかって、最終的に一体的に企業として運営するのが今のガス事業者にとっては企業の競争力を維持できるというコメントだと私は理解しています。一方で中小の場合は、本当に1人で何役もやっているとされます。それを1人の人を半分に切るとかというのはなかなか難しい。現実的にはそういう実務の実態があると思いますので、今回の検討の対象はある意味では大手三社で絞るというのは1つの考え方としては妥当ではないかと思っています。

あとそれからコストのところですが、どういう形にしても一定程度のコストは増加すると思います。要は法的分離にしても、もしくは会計分離の中でも第三者の検証を入れるということをやると、その分コストが増えます。したがって、コストが増える部分をほかの合理化なり効率化でコスト削減して、全体としてコストが膨らまない、もしくは消費者に負担がかからないような工夫はする必要あると思いますけれども、ただ現状の総括原価で料金を決める中では一定程度そのコストアップ部分は料金の審査の過程で合理性を検証した上でその分についての負担も別途議論が必要ではないかと思っています。

以上が私の意見でございます。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言はございますか。

東京ガスのオブザーバー、どうぞ。

○高松オブザーバー

オブザーバーですが、一言申し上げさせていただきます。

本日もたくさんご議論いただきましたが、新規参入者に加え、今回はガスをお使いいただく立場の方からもいろいろご指摘いただき、ありがとうございました。

我々としては、12月3日に提案した内容について、可能な限り、恐らく1年間かと思いますが、現実のものに移す努力を精いっぱいしてまいります。これは、大手三社間でも全く同様でございます。本日の委員の先生のご意見を踏まえると、まだ決定ではございませんが、1年間ぐらいかけてしっかり頑張れと言って頂いたと思っております。

したがって、12月3日の提案をベースに、場合によっては関西電力・北村オブザーバーのような立場の方にもお入りいただいたり、また先生に個々にご指摘いただきながら、さらなる制度の改善に努めてまいりたいと思っております。

事務局資料で「×」とか「△」をいただいた項目についても可能な限り「○」になるような努力を、この一、二年間精いっぱいやっております。三社を代表いたしまして、ここでお誓いをさせていただきます。それからもう一点、古城先生からございました年限の問題でございますが、橘川先生のご発言を踏まえ、例えばガスの法的ぶりが19年度から21年度に実施すると仮置きすると、法的分離を実施することが決定したときに、検討に要した1年があるからという理由で、実施機関を20年度から22年度に伸ばしてはいけないというご指摘かと思っておりますが、それはまさにそのとおりだと思っております。その点は肝に銘じて、この1年間精いっぱい頑張りたいということはここで改めて申し上げたいと思っております。

○山内委員長

そのほかにご発言。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず確認したい。今のオブザーバーの発言はとても心配です。委員の中で先延ばしということをおっしゃられた方は、3社から提案のあった透明化等を1年間かけて議論するという意味だったのでしょうか。法的分離を有力な選択肢として位置づけて、そのための議論を1年間するという意味だったのでしょうか。私は後者だったと思っていました。1年間時間をあげるからゆっくりに提案について検討しなさいなどということ言ったのではない。あのような提案は当然にすぐにも実行していただけるものだと思っております。あれに1年間ゆっくりに時間をかけてなどという、そんなのんびりしたことを委員が言ったのではないので、委員から言われた通り、1年間かけてやりますなどというつもりでいられたら困ります。

今法的分離の議論に集中しているわけですが、多くの人が指摘した通り、3社が提案したものも含めて、同時同量制度や中立化・透明化の改善は、法的分離をしようがしまいが重要なこと。

今まで会計分離のもとでちゃんとやれていたかどうかということは、会計分離でうまくいくかどうかという情報を得るためには重要なことではあるけれども、一方で透明化だとかは法的分離するかしないかと独立に重要なことです。そのことは当然にすぐにもやっていただきたい。

更に大手3社の提案に関してです。その中では高いコストがかかって小さなところでやるのは難しいものから、比較的lowコストで中小でもできるものも。小規模事業者には難しくとも、西部ガス、静岡ガスのクラスの大きさなら十分できるようなものも。いろいろ含まれていたと思います。すぐにできるようなことは、3社に限らずやっていただきたい。特に第三者が検証できるように透明な情報を出すなどというのは当然にやるべきことだと思いますので、それに対して膨大なコストがかかる、規模の割にこれはとてもできないというようなところでない限り、基本的に

やっていくべきだと思います。

私は1年間先送りして一体何を議論するのかというのはまだよく見えていません。行為規制は確かに詳細に詰めていく必要があり、それは1年か場合によってはもっとかかるかもしれない。だから、電力システム改革においては5年から7年間の期間をとった。そういう詳細を詰めるのにとっても時間がかかるからだということだったと思います。

しかし、法的分離するかどうかを決めるための議論は、この後何をするのか私は予想もつかない。それを支持した委員がこれだけいるということは、議論されるということになるのかもしれない。

その場合には一体何を議論しなければいけないのかということ積極的に出していただきたい。少なくとも法的分離という基本方針を決めた後で、行為規制の詳細を決めることで対応できるようなことではなく、もっと本質的なことを念頭に置かれていたはずです。

電気の議論では、法的分離の方向性を決めた後で詳細を決めた。後で議論したのでは尽くせないような何か、電気では議論しなかった何かを議論するのでしょうか、今後具体的に明らかにしていただけるものと理解しています。

ガス事業者にお願いですが、こうして委員を籠絡して先延ばしするというところにほぼ成功しつつある状況で、それは思い通りにいったということなのでしょう。ご提案になったようなもので、中立性が劇的に高まるのではないかと評価された委員がいらっしやっただけですから、実際に行動で一刻も早く中立化・透明化に資するような案をどんどん出し、早急に実行し、そのような籠絡した委員の期待を裏切らないように、1年のんびり検討するのではなく、迅速な対応をお願いします。

以上です。

○山内委員長

橘川委員、どうぞご発言ください。

○橘川委員

発言の順番を変えなきゃいけないんですけども、「籠絡した」という発言は可能なら撤回していただきたい。それは失礼な言い方だと思います。

ガス事業者の方と事前にいろいろお話を伺ったのは確かですが、それによって意見を変えたつもりは全くありません。

前者の質問は松村さんが言われたとおりの後者。つまり、1年——1年かどうかわかりませんが、準備するのは会計分離の改善案について検討するための期間ではなくて、法的分離の準備をするための期間であると、こういうことだと、こういうふうに思います。

その準備する中で1点別の話なんですけれども、検討していただきたいのは、行為規制の特に経過措置のところでは具体的な競争との関係をもうちょっと見たほうがいいんじゃないかと思うんです。前回の常磐の方の発言って一見値上げする話のように聞こえたんですが、あれは聞きようによっては要するにLPでもやっている、いわゆる無償配管みたいなことを都市ガスもやるよみたいな話だったわけで、つまりLPとの競争がある意味ではかなり激しいということの裏返しでもあると思うので、実際の競争状況をきっちり見ながら経過措置のあり方について詰めていく。例えば、それなんかが今後検討しなければいけない行為規制の1つの内容だと、こういうふうに思います。

○山内委員長

ありがとうございました。

そのほか、松村委員どうぞ。

○松村委員

大変失礼しました。「籠絡」という言葉は主観的には私はそう思っているし、委員の発言の内容、変遷や経緯を振り返れば、疑いをもたれても仕方がないようにも思っています。しかし証明できることではないし、その意味で不適切な言葉だったと思いますので、「説得」という言葉にかえさせていただきます。

○山内委員長

ほかにご意見ございますか。

資料5の1のところについては、大体皆さんご意見伺いましたけれども、2のところでは実施時期の話というのが例えば橘川委員や古城委員からは何となく——何となくじゃないですね。ご指摘いただいたわけなんですけれども、ほかの委員の方についてはその辺のご意見がありましたら。ほかはいかがでございましょう。実施時期ということについてのご意見はいかがですか。

どうぞ。

○柏木委員

あくまでも電力の法的分離に関する法案が今審議されていて、先ほど大体の方向性がわかったわけなんですけれども、これが2020年、18年から20年だったのが20年ぐらいになる可能性が十分あるんだろうと思っていて、要するに電力の自由化が起こって、それでいろいろな家庭部門からのアクセスだとか、非常に多くのアクセスがオープンになっていくわけです。その期間が2016年から例えば4年間かかると。私はある意味では原理的に言って中立性だということになれば、もうカンパニーで法的に分けるということであれば、これは原理主義的には間違いない方向なんだろうとは思いますが、ただ、本当にそれでリアリティーがあって、国内の均衡ある発展

ができるかというのは時間の経過というか、プロセスがすごく重要になると思っています。今でもガスの場合には特に書いてありますけれども、例えばこの「現行の会計分離の枠組みを維持し、この中で改善努力を図るべき」というふうに書いてありますけれども、あくまでも現状の中で透明性を管理して、かつそれを検証をします。それによってプレーヤーとしては非常に少ないわけですから、うまくそこでいける場合もあり得ると私は思っています。ですから、今おっしゃっていただいた法的分離のために1年かけて何を考えるのか。現実的に言えば法的分離でいけという話になれば1年もかける必要はないわけで、だから、私はもう少し複雑な話だと思って考えていまして、リアリティーのある解というのをどう求めるかというのはこの小委員会に求められていると思う。リアリティーがあって国力が増大するようにするためには時間的にどういうプロセスを踏んで持っていったら最も社会コストも少なくユーザーのウイン・ウインモデルになってきて、ガス事業体もフェアにやりながら、今でももちろんフェアなんですけれども、そうすると総括原価の中身がどういうふうになっているかというのをきちんとするということがそれに意義があるということがあるわけです。私はリアリティーの観点から考えると、今言っていて今何となく答えが出そうな雰囲気の中、今後1年間法的分離について何を考えるのか。私は1年とか、そういうオーダーじゃないような気がするんです。電力だって1年間かかって時系列的なものを考えていくのか、もう少しそこら辺をリアリティーのあるタイムプロセスというのを考えなければならぬ。

私が主張しているのは、あくまでもこの会計……1の「中立性確保」の「現行の「会計分離」の枠組みを維持して、その中で努力を図るべき」ということをまずやって、それから、それでもだめだということであれば法的分離にせざるを得ないと、こういうことを言っているわけで。その年数というのはやってみなきゃわからないわけで、それは電力の自由化との兼ね合いでできてくるような感じがするんです。ですから、ここだけガスだけやるという話じゃなくて、電力との兼ね合いでそのタイムスケジュールで考えていくというふうに思っています、もう少し時間的に言えば余裕のある考え方がリアリティーの観点からは必要になってくると、こういうふうに思っているんです。

○山内委員長

ほかにいかがですか。

永田委員どうぞ。

○永田委員

私は橘川委員と同じ考えで、法的分離するかどうかについて1年かけて議論しましょうという意見です。その意味は、実は委員会の中で託送料金の透明性の担保のいろいろな実務的な提案と

か検討はされたと思います。しかしながら、あの検討の過程で果たして会計分離の枠組みを維持して、その中で改善努力すればお互いの納得感が生まれるかとなるとそうではないという印象を持ちました。透明性を担保するためには法的分離というのは一番わかりやすいんだろうし、それが結果としてコストをかけないやり方がきちんと制度設計できるのであれば、そちらのほうが納得感がある形になるんだろうとの印象を持っています。

したがって、いろいろな検討を進めるに当たっても、ある程度ゴールを見据えて議論するほうが良いと思います。今までの議論の中で何となく靴の上から足をかいているような、そういった議論になっている印象です。もう少しより実務的な落としどころとか制度設計も含めた形に持っていくためには期限を区切ったほうがより前に進むのではないかと考えています。

○山内委員長

ほかの委員の方はいかがですか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。

期限については正直非常に難しい問題だと思います。どの程度が適切な期間なのかについては、エビデンス、根拠もありません。ただし、一方で議論を進めていく際に、一体いつまでにどうしたらいいのかというゴールが見えないのでは、なかなか進まない、という点も十分理解しております。

そう考えると、一応リファレンスとして電力における期間についての考え方というのは1つの参考になるというふうに思います。

そうした中で法的分離の今後行為規制等についてのいわゆる検討期間が1年となるのかどうかに関しては、これは中身が重要であって、そっちの議論については1年が良いのかどうかは正直わかりません。もしかしたら、もう少し時間をかけなければならないかもしれませんし、柏木委員がおっしゃったように、更に踏み込んで抜本的なことを考えるのであれば、もっと時間もかかるかもしれない。しかしながら、最終的なところについてはある程度めどを置いてしっかりと中身を詰めていくということが国民の方々に対する説明責任ということを考えても筋ではないかと思しますので、最終期限については先ほど申し上げたように電力の考え方というのが1つのめどになると思います。

○山内委員長

どうぞ松村委員。

○松村委員

僕が誤解しているのでしょうか。期限の話が何か2つのことがごっちゃになっているような気がする。1に関して2つの選択肢のどちらがいいかというのに対してどちらもだめで、法的分離を有力な選択肢として念頭に置きながら、そうするかどうかを、期限を切って議論するということと言われたのか、法的分離という方針が仮に決まったとして、その後の行為規制の詳細をどうするのか。行為規制だけに限らないと思いますが、他の制度設計も詳細をどうするのかということも議論する期限を言われたのか。どちらのことを言っているのか。委員の発言があいまいで、どちらの期限のことを言っているのか、わからなくなってきました。

ひょっとしたら、発言された方は、2つは完全に一致していると思っておられるのかもしれない。完全に詳細の詳細の詳細までが決まってしまうと初めて法的分離をするか否か意思決定するということを考えているのだとすれば、2つは一致するわけですが、もしそうでなければ、ある程度のところが見えたところで、結論は出すけれども、その後さらに基本的な方向だけではなくて詳細を詰めるということをするのか。電気の場合だったら、法的分離をするという方針が決まってから詳細設計、基本的な方針は決まっていたと思いますが、詳細設計はその後やっている。期限までと言われた方は、一体どちらのことを言っておられるのか。私は1年という期限を区切るのは橘川委員のもとものご提案、あるいは永田委員のご意見も、法的分離するかどうかを決めるまでの期間ということを行ったわけで、1年以内に全ての詳細というのを全部決めなければいけないということを行ったのではないということは確認させてください。もし2つを明確に区別しているなら、電気の改革では方針を決めた後で議論した詳細にあたる内容を挙げ、その検討が必要だから1年先延ばしなどという安易な説明では、先の私の問いに対して答えたことになりません。

もし電気の議論での詳細にあたる議論まで決まらないと法的分離という方針が出せないなどと言い出すと、もし本当に行為規制で保安に心配があるということが出てきたら、1年以内に決着はつかなくても見切り発車などということになったら困ります。

それから、電力システム改革で5年から7年となっているのは、それなりに準備に時間がかかるから行為規制を具体的に詰めるということまで含めて、具体的に時間がかかるからこうなっているということも認識すべきだと思います。

以上です。

○山内委員長

これについては、ご提案者の方でそういう理解でよろしいでしょうか。

○橘川委員

私は松村さんの理解と同じです。

○永田委員

私も同じで、電力システム改革のプログラム規定みたいな感じです。やることは決めた上で実務的な準備期間は十分とって、なおかつ十分な検証をして必要な措置を重ねて実務が機能するように設計していくという考え方です。

○山内委員長

私も同じ疑問なんですけれども、今1年間——まあ、1年間かどうかというのはまた議論あるんですけれども、1年間と仮に置いたとして、ご提案の1のほうを否定した上でというのが前提ということに先ほどもご発言出たと思いますけれども。そうしたときに2の中で、さっき橘川委員もおっしゃったけれども、このままの形で2を賛成するわけではないけれどもということですね。そうすると、引頭委員がベクトルとおっしゃったけれども、ベクトルは法的分離の方向を向くとして、それについてやるとすれば期限を最終的にこのくらいだと切った上で1年なり何なりを検証する。そういう理解でよろしいですか。

○橘川委員

私はベクトルは入っていません。入っていないです。検討するという、さっき言った文言のとおりであります。

○山内委員長

永田委員はいかがですか。

○永田委員

そうですね。私はどっちかというと引頭さんのベクトルというんですか、視野に入れてというんですか、そういう方向性です。

○山内委員長

なかなか。最終報告書にまだ。原案つくっていないので、お言葉についてはいろいろ理解がございました。

今私も言いかけたところなんですけれども、「1.」の2つの選択肢について最初の「現行の枠組みを維持する」ということについては、それは賛成された方もいらっしゃるけれども、非常に小数であったというふうに理解しています。ただ、2番目の「法的分離」の枠組みを導入する方向で進むべき」という、そういうことについては若干慎重に検討すべきという、そういうご意見もあったというふうに思います。

それで、法的分離について決めるかについてさまざまな意見が出て、行為規制との検討、あるいは前後関係などを含めて、これからまた議論しなきゃいけないという方のご意見が多数だったというふうに思っております。

そういった前提に立った上で今後の進め方について再度事務局と議論させていただきたいというふうに思っております。

このようなことでよろしゅうございますでしょうか。

よろしければ、そういうような形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に今後の予定について事務局からご連絡をいただきたいと思います。

○杉本委員

すみません、発言させていただいてよろしいでしょうか。

ガス料金に関するご質問というのをペーパーで入れさせていただいたんですけれども、次回は料金規制なども議論されるということで、このペーパーを入れさせていただきました。前回常磐ガスさんの発言を聞いていて、料金については先ほどプロパンガスとの競争がいかに激しいかということだということもおっしゃっていましたが、私の消費者としては料金についてすごく不安を感じているので、このような質問を出させていただきました。ご回答よろしく願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

今の件も含めて、今朝、杉本委員から提出があった質問については次回以降に議論し、導管部門の中立性確保以外の論点も最終的に取りまとめをしなければいけないと思います。とりわけ7月末に中間整理をした後で議論したトン点についてはまだ取りまとめの文案を示していませんので、その中で紹介したいと思います。本日、橘川委員からあった指摘も経過料金の話だと思います。次回以降で検討させていただき、委員の方々の意見を改めて諮りたいと思います。杉本委員からいただいた質問については、一部ガス協会に向けられたものもありますが、これも答えていただくようにしたいと思います。

その上で、次回19回については12月17日で開催することで委員の皆様の了解をいただいております。詳細については追って連絡をさせていただきます。

○山内委員長

杉本委員、そういう扱いでよろしゅうございますか。

○杉本委員

はい、結構です。

○山内委員長

ありがとうございます。

3. 閉会

○山内委員長

それでは、本日の議題は以上でございます。何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、第18回ガスシステム改革小委員会を終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

—了—